



つばき時事通信

NO.15



高橋司法書士事務所

認定司法書士 高橋弘孝

〒132-0003 東京都江戸川区春江町 2-33-7 椿司法ビル 2F

TEL03-5664-2332 (代)・03-6310-1878

FAX03-6323-4839

URL <http://www.takahasi-office.com/>

東日本大震災により、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますと共に、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。自粛ムードが続いており、経済の停滞が懸念されておりますが、平常な生活に戻し復興にもいろいろな面で支援していきたいと思っております。

私事ですが今年の2月からゴルフを始め、現在ゴルフスクールでレッスン中です。小さなボールを小さな小さなホールに入れるなんて神業のようなスポーツで難しい～現在とても人に見せられない状況ではありますがそれでも少しずつ前進しているようです。こんな素人な私を実践のゴルフ場に連れ出すと怖い者知らずのある方がいてGWに行くことになってしまいました。この際無様な姿をさらけ出し、開き直って楽しんで来たいと思っております(笑)。

生活におけるちょっとした疑問点についてQ&A形式で皆様にお届けします。

〔保証の問題〕

Q 根保証とは・・・

知人に頼まれ、知人と取引先金融機関との継続的取引について保証人となりました。契約書の記載を見ると、「この取引によって生じた一切の債務について連帯保証をする」こととなっており、金額の上限も期間も定められていませんでしたが、保証人としてどの範囲まで責任を負わなければならないのでしょうか。

A

このような根保証は、従前は原則として有効と解されていましたが、平成16年11月成立の「民法の一部を改正する法律」(平成17年4月1日施行)により、書面によらない根保証や極度額の定めのない根保証は無効とされ、また根保証の期間も一定期間に限られることとされました。

(1) 根保証の意義

将来発生する不特定債務を保証する契約を根保証(信用保証)というが、民法には、これに対する規定はなかった。根保証に対する規制がない結果、包括根保証や長期の保証期間が社会問題となった。このため、平成16年民法改正で貸金債務の保証契約について、個人が保証人になるものを貸金等根保証契約とし、民法上規制が設けられた。その要点は、保証人保護の目的から、①極度額の定めを有効要件としたこと、②保証期間を制限したこと、③元本確定事由を設けること、である。

(2) 貸金等根保証契約の要件

- ①一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする根保証契約であること。
- ②主債務の範囲に金銭の貸渡し、または手形の割引をうけることによって負担する債務(貸

金等債務)が含まれること

③保証人が個人であること

④責任の限度額(極度額)を定めなければならないこと。

(3) 元本確定期日

元本の確定期、すなわち保証期間は、契約で定められた5年以内の期間とされました。契約で5年以上に定められていた場合、その期日の定めは無効とされます。期日の定めがない場合又は期日の定めが無効とされる場合は、契約締結から3年を経過した時点で元本が確定します。

元本確定期日の変更をする場合、変更した日から5年以内でなければならず、それを超える変更は無効なものとなる。但し、元本確定期日の前2か月以内に変更する場合には、変更後の元本確定期日が変更前の元本確定期日から5年以内の日となることは、この限りでない。

(4) 元本確定事由

上記の保証期間内でも以下の事由が発生すれば、元本は確定するとされています。

- ① 債権者が、主たる債務者または保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権について強制執行または担保権の実行を申し立て、その手続きの開始があったとき。
- ② 主たる債務者または保証人が、破産手続き開始の決定を受けたとき。
- ③ 主たる債務者または保証人が死亡したとき。

(5) 規制の範囲

今回の改正による包括根保証の規制は、貸金等債務に限って適用されます。従って、売掛金債務や賃借人の債務などには規制は及びません。

これらについては、今後の検討課題ということになります。

(6) その他

また、今回の改正では、保証契約そのものが書面でなされなければ無効とされました。根保証も保証の一つですから当然この規制をうけます。

さらに、この改正法施行前に締結されている根保証契約の経過措置については、民法の附則4条が定められています。

参考となる法令など

民法 446 条 2 項、465 条の 2～465 条の 4

改正法(平成 16 年法 147) 附則 4 条

※配信停止ご希望の方は、お手数ですが当方事務所までご一報お願い申し上げます。

※本号以外の配信について、いつでも対応いたしますのでご希望の方はご一報お願い申し上げます。

当方事務所の主な業務案内

1. 不動産登記全般(売買・贈与・相続・担保権抹消・設定ほか)
2. 商業登記全般(株式会社設立・役員変更・資本増加減少・解散・社団財団法人・NPO法人・合名、合資、合同会社ほか)
3. 相続手続き全般(相続税対策・遺産分割・相続放棄・遺言・遺留分減殺ほか)
4. 借金の整理(破産・任意整理・過払い金請求ほか)
5. 成年後見業務・任意後見業務
6. 民事訴訟手続き
7. 裁判所提出書類作成業務